

# 月刊エフアンドパートナーズvol.16



## 【不動産所有者の住所、氏名の変更登記】

日常生活の中で、ご住所やお名前を変更される機会があるかと思いますが、その際は市区町村に変更手続をされるかと思いますが、それだけでは所有不動産の法務局における登記（登録）上の住所氏名は自動的に書き換えされません。

住所、氏名の変更登記は様々な登記手続きの前提となる手続きであり、非常に重要な手続きです。例えば、ご売却、住宅ローンのお借換、ご完済、贈与等には**必ず変更登記をする必要があります。**

## Q. 実際の変更登記にはどのような書類が必要ですか？

### A. 住民票・戸籍・戸籍附票など。

法務局における登記上の（旧）住所氏名⇒（新）住所氏名への変更経緯を証明する公的な書面です。

#### 注意1

住民票は最寄りの市区町村で取得できますが、戸籍・戸籍附票は本籍地の市区町村でしか取得できません。

#### 注意2

住所や本籍地を転々と変更されている方は、数箇所の市区町村で住民票などを取得する必要があります。

いざ変更登記をしようと思っても

「必要な書類の取得方法・請求先が分からない」とお困りの方が多いようです。

また、書類を揃えるのに1～3週間（外国籍の方は1ヶ月以上）かかることもあります。

将来そのようなことで困らないために今のうちに変更登記をしておくのも一つの方法ではないでしょうか。近々、不動産に関係するお手続きをお考えの方は一度確認されることをオススメします。



お気軽にご相談下さい！ 私共にお任せいただければ

**代理で必要書類を取得し、迅速に** お手続させていただきます。

司法書士法人  
**F&Partners**

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階

【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号  
OCTビル3F

【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号  
エルティ932-113

【神戸事務所】〒650-0027 神戸市中央区中町通2-2-17  
武田ビル2A号室

